嘉手納村広報

発行所
嘉手納村役所
(076) 2001
南西印刷所
電 (8)－4321

一九六三年度教育予算について

去る十月九日一九六三年度教育予算公聴会を終え無事予算成立が出来たのでありますがその各款別については左記の通りであります。総予算に於て前年度より約二〇パーセントの増額となつていますがこれは政府補助による教職員給与がその大部分であります。先づ才出の面について申し上げますと一款教育行政費は前年度に比べ一、二二七弗の増額となつております。これは委員の手当を村議会議員同様に引上げたことと、来年三月の教育委員選挙の費用二三四弗が計上され、更に事務局職員給与を役所職員並みに引上げたため六〇〇弗余の増額となつたのであります。

二款の学校教育費も前年度に比較し二六、六九五弗の増額となつておりますが、前にも申し述べたように教職員の給与改訂が大きな原因でその増額が二、一五七四弗であります。然しこの給与は全額政府補助で直接村民の負担が重くなるよう な事はありません。又教職員旅費の増額は従来計上されなかつた臨海学校、修学旅行引卒旅費を予算計上したことと、来年三月の教育委員選挙の費用二三四弗が計上され、更に事務局職員給与を役所職員並みに引上げたため六〇〇弗余の増額となつたのであります。

二款の学校教育費も前年度に比較し二六、六九五弗の増額となつておりますが、総予算に於て前年度より約二〇パーセントの増額となつていますがこれは政府補助による教職員給与がその大部分であります。先づ才出の面について申し上げますと一款教育行政費は前年度に比べ一、二二七弗の増額となつております。これは委員の手当を村議会議員同様に引上げた

立法院総選挙名簿の縦覧は早めに

縦覧期間　九月五日 〃 十九日　まで

今年も例年同様私達選挙管理委員会が八月三十一日までに作製しました立法院議員総選挙人名簿を有権者の方々に見ていただく縦覧期日が参りましたので、村民の皆様へ名簿縦覧について一言お話しを申し上げ、皆様が縦覧の趣旨を充分御理解なされ、こぞって縦覧して下さいますよう御希望申し上げる次第であります。既に新聞紙上で御承知のこととは存じますが、きたる十一月中旬に行なわれます立法院議員総選挙に際しましては、今度皆様方の縦覧に供されます総選挙人名簿が使用されることになりますので、特に中央選挙管理委員会から二重登録、脱漏誤載等のないよう慎重を期して完全な名簿を調製するよう指示をいただいております。この総選挙人名簿に登録される者は、立法院議員選挙法の規定により毎年七月十五日現在でそれぞれの市町村の選挙管理委員会から九月十五日で夏は七日から九日がその有資格者を調査して登録することになっています。従いまして今度作製されました名簿には今年の四月十六日以前から引続いて本村に住所があり且つ昭和十七年十月二十一日以前に生れた者は皆斉しく登録される資格を有するのであります。が然し禁錮以上の刑を言渡されてその執行がまだ終っていない者、更に執行猶予中の者については、特に登録される資格がないのでこれらの者は除かれます。このようにして選挙人の資格を各区長さんの御協力を得まして八月三十一日までに名簿の作製を終了しているのであります。

この作製し終った名簿を九月五日から十九日までの十五日間、毎日午前八時三〇分から午後五時まで村役所で縦覧することになっています。御承知のとおり選挙人名簿に登録されていないことによって脱漏や或いは誤載を事前に防止することができ、これによってスムーズに選挙が執行されること。縦覧の期間中各自が卒先して名簿を御覧になって脱漏又は誤載がないかどうかをべてこの名簿縦覧に関心をカルキ）し生水をのまない充分お確かめいただいて、寄せられ一人たりとも脱漏若しそのようなことがあるや誤載のないよう完全な名と認められたときは縦覧期簿が調製されるべく御協力間内に当委員会に対し異議の発生を防止すること。

下さいますようお願い申し上げます。

嘉手納村選挙管理委員会

【予防法】

万は選挙のときには投票す一万一にそなえて次のことを厳に実行しましょう。

◎一般処置

1飲料水を煮沸又は消毒（日に、又字嘉手納四四五の幸地鳳篤さんは亡父文助さんの香典返しとして五月四五番地、大見祥子さんは、亡夫勝彦さんの香典返しとして七月七日に、それぞれ本村社会福祉協議会に金一封を御寄贈下さいました。

◎村社協に参拾ドル寄贈

さる三日本村社協に「生活に困っている人たちに役用品でも買ってあげて下さい」と嘉手納薬店主の浜元永子さんから三〇ドルの寄贈がありました。この人たちの御芳志に村社協並に関係者の方々は感謝しています。

コレラとその予防について

【感染状況】

フイリッピンに発生して大流行したコレラは、さる三月には香港に持ち込まれ三月から四月と大流行をきたしました。その間の発病患者は千名をこえ、死者も三百～四百名といわれています。その後台湾に浸入していることは新聞などで御承知のことと思います。

コレラの感染経路については陸、海、空と三様の場合が考えられており、香港、台湾の場合も漁夫によって持ちこまれたのではないかとみられています。

【コレラ菌について】

コレラきんの海水中における生存期間は平均二日から九日で夏は七日から九日春秋は四日から五日、冬は二日から三日となっています。コレラきんは各種の消毒薬及び温熱に対して弱く摂氏百度の加熱では直ちに死滅します。

【症状について】

下りと吐しやが特徴といわれています。便は始めは普通の下り状であるが数回後には米のとぎ汁のような水様便となります。体温は下り、患者はかわきを訴えます。体は水分欠乏のために皮ふの弾力がなくなり皮ふをつまんでもなかなか原形に復さない、重症のものはウワごとをいい虚脱に陥って死亡します死亡率もたかく五〇％以上を示す場合があるといわれています。

沖縄のように四面海で漁夫の多い所では空や海から浸入する危険性が強いといわれ、特に海を通しての浸入が心配されています。

そのため軍民両政府ともこれからの浸入にそなえて、港湾に関係ある仕事に従事する者及び漁民に対して予防注射を行ない、又台湾海域への出漁禁止、輸入食品の輸入禁止などの非常措置が行なわれており、沖縄にを厳に注意すること。

◎蝿の成虫駆除

イ直接蝿の止り易い場所に殺虫剤を散布する。

4手洗い（食前、用便後）の励行。5予防注射をうけること。6ねずみの捕殺撲滅を計ること。7魚の生食

期的処理剤の散布、ハ発生場所の定

◎蝿の幼虫駆除

イ発生場所の駆除、ロ殺虫

嘉手納村有財産

土地（民用地）の部

分類	種目	筆数	面積	価格	取得年月日
行政財産				ドル	
公用 〃	消防署庁舎敷地	1	32.39	809.75	1948. 12. 4
〃	〃	1	18.00	450.00	1960. 1.20
〃	野国総管宮敷地	1	556.00	400.00	1956. 7. 4
〃	〃	1	254.00	762.00	1961. 1.17
〃	〃 苗圃	1	350.00	1,750.00	1961. 1.17
〃	〃 角力場	2	199.72	734.60	1961. 5.13
〃	招魂の塔敷地	1	215.00	166,67	1957. 12.
〃	宮前小学校敷地	10	1,477.69	8,247.93	1960. 1.20
〃	綜合グラウンド	4	613.33	3,733.92	1960. 8.31
〃	納骨堂敷地	1	10.00	2.50	1957. 12.
〃	塵捨場敷地	3	2,189,00	1,816,87	1959. 10.19
〃	〃 道路	3	110.00	137.50	1960. 7.29
〃	屎尿溜敷地	1	80.00	152,00	1960. 1. 4
〃	読谷高等学校敷地	8	2,138.00		1961. 4.31
普通財産					
その他の 〃	山林	2	857,00		1948. 12. 4

村財政公表（3）

1962年度（上半期）村民負担の状況

1961年12月13日現在
人口　13,456
戸数　2,067

	税目	予算額	一人当負担額	一戸当負担額	調定額	一人当負担額	一戸当負担額	収納済額	一人当負担額	一戸当負担額
1	村民税	3,645.00	2.27	1.37	439.10	. 3	.16	439.10	, 3	.16
2	固定資産税	12,450.00	.93	4.67	8.014,60	.60	3.01	3,512.36	.26	1.32
3	事業税	4,280.00	.32	1.60	1,936,79	.14	.73	1,307.49	.10	.49
4	不動産取得税	691.00	. 5	.26	2.205,56	.16	.83	609.91	. 5	.23
	計	21,066.00	1.57	7.90	12.596.05	.94	4.72	5,868.86	.44	2.20

過年度分及び滞納繰越分を除く

1962年度（上半期）村税月別収入状況

自　1961年7月1日
至　1961年12月31日

	税目	節別	予算額	調定額	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	対予算比率	対調定比率
1	村民税	現年度分	3,645.00	439.10	—	—	—	—	352.70	86.40	439.10	12.05%	100.00%
		滞納繰越分	1,003.00	267.21	—	—	67.14	70.83	61.08	68.16	267.21	26.64	100.00
		計	4,649.00	706.31	—	—	67.14	70.83	413.78	154 56	706.31	15.19	100.00
2	固定資産税	現年度分	12,450.00	8,014.60	—	1,017.33	358.78	506.60	457.03	1,172.62	3,512.36	28.21	43.82
		滞納繰越分	4,909.00	1,505.08	—	—	419.55	437.54	214.62	433.37	1,505.08	30.66	100.00
		計	17,360.00	9,519.68	—	1,017.33	778.33	944.14	671.65	1,605.99	5,017.44	28.90	52.71
3	事業税	現年度分	4,280.00	1,936.79	—	—	—	—	968.35	339.14	1,307.49	30.55	67.51
		滞納繰越分	386.00	29.74	—	—	21.38	—	5.68	2.68	29.74	7.70	100.00
		計	4,667.00	1,966.53	—	—	21.38	—	974.03	341.82	1,337.23	28.65	68.00
4	不動産取得税	現年度分	691.00	2,205.56	—	247.34	10.62	223.87	39.54	88.54	609.91	88.26	27.65
		滞納繰越分	786.00	458.39	—	—	210.77	86.01	26.67	134.94	458.39	58.32	100.00
		計	1,478.00	2,663.95	—	247.34	221.39	309.88	66.21	223.48	1,068.30	72.28	40.10
5	特別所得税	滞納繰越分	1.00	—	—	—	—	—	—	—	—		
6	自転車税	〃	1.00	—	—	—	—	—	—	—	—		
7	牛馬車税	〃	1.00	—	—	—	—	—	—	—	—		
8	屠畜税	〃	1.00	—	—	—	—	—	—	—	—		
9	畜犬税	〃	1.00	—	—	—	—	—	—	—	—		
10	興行税	〃	1.00	—	—	—	—	—	—	—	—		
	合計	現年度分	21,066.00	12,596.05	—	1,264.67	369.40	730.47	1,817.62	1,686.70	5,868.86	27.86	46.59
		過年度分	4,00	—	—	—	—	—	—	—	—		
		滞納繰越分	7,090.00	2,260.42	—	—	718.84	394.38	308.05	639.15	2,260.42	31.88	100.00
		計	28,160.00	14,856.47	—	1,264.67	1,088.24	1,324.85	2,125.67	2,325.85	8,129.28	28.87	54.72